

第9回香南市農業委員会議事録（令和元年9月）

1. 開催日時 令和元年10月2日（火） 午後1時33分から午後2時40分

2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室

3. 出席委員（36人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（17人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 16番溝渕洋介 17番加藤 明

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 農地のあっせん申し出について

売り渡し（1件）、貸し付け（1件）、貸し付け・売り渡し（1件）

6. 委員以外の出席者	農業委員会事務局長	中邑 彰彦
	農業委員会事務局次長	立仙 泰章
	農業委員会事務局主事	刈谷 弘法
	税務収納課主任	鮫島加代子

7. 会議の概要

議長 ただ今から第9回香南市農業委員会を開催致します。
朝夕の風が、爽やかに感じられるようになり、山北みかんも黄色く色づきはじ
めました。季節は日ごとに秋めいてまいりましたが、先月は残暑の中、農地パト
ロールご苦労様で、どうかよろしくお願いします。忙しい中、出席ご苦労様です。
最初に本日の出席委員の報告をお願いします。

（ 開会 13時33分 ）

事務局 本日の出席委員の報告を行います。本日の出席委員は19名です。香南市農業
委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いた
します。

議長 議事日程に従いまして本日の会議を開きます。本日の議事録署名委員さんを指
名させていただきます。16番溝渕委員、17番加藤委員を指名いたします。両
委員さんよろしくお願いします。

議長 最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といた
します。
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号38番の説明をい
たします。
申請地は吉川町古川字三木762番1、地目は田、面積は285㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号38番に
つきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 事務局の説明どおりで、先月の案件で1筆残っていたものが、今月出てきたも
のです。問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号39番の説明をいたします。
申請地は野市町中ノ村字昭和田1817番。地目は田、面積は1,339㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号39番に
つきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば17番農業委員さんお願いします。

17番 この件は、ハウスもあり一緒にということで売買されるもので、問題はないと
思います。

事務局 続きまして、受付番号40番の説明をいたします。
申請地は香我美町山北字国常812番1。地目は田、面積は1,068㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買となっています。受付番

号40番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

11番 何をしている会社ですか。

事務局 主にニラを作っている会社で、別の会社にいた方が会社を興してやっています。以前にも3条で取得されています。

議長 他に何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。3条3件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号21番の説明を致します。

申請地は、野市町大谷字佐古田613番1、地目は田、面積は428㎡です。
位置図及び配置図は1ページ・2ページ、現況写真は1ページをご覧ください。
申請地は、県道龍河洞公園線から東へ約90m、大谷公民館の南東に位置し、自己住宅を建築するものです。

周囲の状況は、北と東と南は宅地、西は5条転用農地と同意のある田です。
造成につきましては、切土盛土はせず、駐車場部分はコンクリート敷き、建物の西と東は碎石敷き、南側は土のまま利用します。申請地の東側の道路が建築基準法第42条第2項道路に指定されているため、道路の中心線から15cm～20cm申請地側にセットバックします。

排水につきましては、生活雑排水は申請地北側の青線水路に接続します。雨水は同じく北側の水路と東側の2項道路の側溝に排水します。

農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、第2種農地に該当すると判断します。

補足説明があれば15番農業委員さんお願いします。

15番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 1件、事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決にはいります。５条１件許可に同意される方、挙手を願います。

議長 全員挙手により許可に同意し、意見書をつけまして知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第３号非農地証明についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 受付番号１６番の説明を致します。
申請地は、野市町中山田字西谷丸３３番２、地目は田、面積は２３８㎡です。
位置図は３ページ、現況写真は２ページ・３ページをご覧ください。
申請理由は、「昭和４０年頃から居宅、物置、浴室を建築し、隣接地３３番１とともに全体を宅地として利用している。」となっております。しかしながら現地確認を行ったところ申請地の中程に私設水路が設置され、敷地が分断されている状態でした。水路の東側に全ての建物があり、西側は現在耕作していませんが、畑の状態と判断します。
補足説明があれば１番農業委員さんお願いします。

１番 事務局が説明しましたが、現在水路から西側部分は地目が田ですが畑の状態であり、田に戻すにも水が入る状態ではありません。家庭菜園のように色々作っておいしかったですので、現在の状況では水路から西は非農地には難しいのではないかと判断します。申請者につきましては、県外（大阪）の方に転出されるようで、何か方法はないかという相談を受けまして、東側については非農地が認められるが、西側は現状のままでは耕作放棄地となるので、農地付き空き家バンクへ登録してはどうですかと話をしました。１アールはあるので、登録すれば、それが一番の解決方法ではないかと思います。現在、申請地全体が宅地並み課税となっているので農地部分は課税を変えてもらえたらと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。

１１番 畑としては使えるのか。

１番 畑としてしか使えない。北側隣地とも段差があり進入路もなく入れるような状態ではない。

１１番 畑でかまわないのでしょうか。

１番 家庭菜園とか花を作っていたようです。非農地としてやりたいが、今までの経緯から農業委員会としては非農地を認められるような状態ではない。仮に認めたとして、法務局も非農地ではないと言うと思います。

８番 宅地で課税されているのか。

１番 倉庫とか居宅とか建っているので、そこを見て１筆なので一体的に見ているのではないかと思います。

- 8 番 宅地で課税されていれば宅地では。
- 1 番 地目は田で、税務課は現況課税をしている。
中にある水路もかなり前につけたらしいが東側の家の排水も流れているようです。
- 7 番 図で囲んである部分が1筆ということですね。本来青線でない溝をつけているという事ですね。それについて地目は田であるが、建物の建っていないところも非農地にしてほしいという事ですか。
- 事務局 水路で土地が分断されている。東側に全部の建物が建っていて西は何もない状態。1筆全体で課税されている。
- 4 番 今まで宅地並課税になっているのであれば、非農地にすることはできないか。
- 1 1 番 ここに段差があれば宅地にしても家は建たない。
- 1 番 宅地の一部と段差のある西とで1筆になっている。
- 3 番 分筆をして西側を農地にすれば。
- 1 番 分筆の話もしましたが、費用もかなりかかるし、転出もするということで相談を受けた。それであれば農地付き空き家バンクに登録するしかないのではという話をした。非農地全体はむずかしいですよと。
- 7 番 宅地と含めてバンクへという事。
- 1 番 空き家バンクなので居宅も含めてになる。遊休農地でないといけない。
- 議長 他に質問はございませんか。
- 7 番 1筆の内、半分は宅地として使っている。ここは明らかである。残りの部分がなんとかならないかということだが、使われないという事になれば、売らないで貸すか農地に戻すかという事。
- 1 番 水は入らない。
- 事務局 所有しているのは、隣の宅地と申請地の2筆のみです。で、転出されるということで相談が来ています。私設水路を渡った西側に入る進入路がまったくありません。手前の宅地を通らないといけない。であるので、ここを分筆しても、そこに入ることが全くできない。なので1番委員がおっしゃるように農地付き空き家バンクという制度があるので、それで解決したらどうかという事を現地でも話してきたところです。1アール以上で転出予定があるという事で登録すればきれいな状態になっているので、ここが農地でないという判断は難しいと思います。

- 5 番 非農地にせず、農地のままで遊休農地の状態にして宅地と一緒に登録したら可能性は。
- 議長 整理しますと、まず宅地になっている事と、先程から委員の方から意見のあった隣の図で囲んだところが1筆であり、これを判断している訳です。
- 6 番 水路の西側の面積はどれくらいですか。
- 事務局 全部で238㎡で、かちっとそこだけの面積はわかりませんが1番委員さんが見ていただいたところ1アール以上あるのではとのことです。
- 6 番 先程から言われるように空き家バンクへ登録したら残りが1アールなのでいいのではないかという提案ですよ。それでよいと思います。
- 1 番 段差があり利用できない。この東の土地も含めて一体利用しないといけない。
- 1 3 番 1番委員の説明どおり、空き家バンクも例がないので、ここは良い例になると思います。提案どおりでどうでしょうか。
- 議長 16番推進委員、現場も確認されていると思いますので、なにかご意見を。
- 1 6 番 非農地証明が出るとは思いませんでした、空き家バンクの事を地主さんにも説明したと記憶しております。
- 議長 皆様のご判断をいただくことになります。条件をつけるのか。
- 議長 採決に入ります。非農地証明1件許可に同意される方は挙手願います。
- 1 2 番 バンクの方はどうか。
- 事務局 非農地証明はそれで採決を取って、バンクの登録については申請者に伝えお返事を返すということになると思います。
- 議長 ここは、あくまで非農地証明の判断をいただくという事です。
- 1 3 番 そういう話になったら、もう一度1番委員が最初に言ったように非農地では通らないという事で、いいがですか。
- 1 番 申請者にも話はしましたし、仲介業者にもそういう話はしてあります。今木が植わっても通る話ではないことは伝えてある。
- 1 7 番 色々意見が出ておりますが、最初に1番委員が言ったように建物が建っている部分については、非農地は問題ないと皆さんも思っていますが、畑の部分については、今までどおり通常であれ長年に渡って宅地と使っていたら非農地になるが、現状も畑という所を非農地というのはできないことである。一括の申請について

は無理である。分筆するなり宅地の方に利用される部分を合筆するとか方法はあるが、現状の申請については無理だと思います。

1 番 分筆して申請すれば可能性はある話はしましたが、最初から言っているように、残った土地についてどうしますかとなった時、誰も使えない土地が残る。

1 7 番 将来的に宅地にするとか希望があった時に申請されたら通ると思うが、農地に残さないかん所でもないから、ただ現状非農地を認めるのはいかんのじゃないかと思います。

議長 色々意見が出ておりますが、申請は1筆で出てきています。これを審議しなければいけませんので、空き家バンクは次の段階であります。非農地を認めるか認めないかの審議を我々がすること。

1 1 番 仮に非農地が通ったとしても進入路もない使い道がないところなので、非農地では通りませんと、一括して空き家バンクに登録したらいける可能性はあるという事で出し直してもらったら。

議長 それでは、採決に入ります。非農地証明1件、許可に同意される方は挙手を願います。

議長 賛成0により、不許可ということに決定いたします。

議長 続きまして、議案第4号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、受付番号32番の説明を致します。

申請地は野市町東佐古字ヒナノ300番1外1筆。地目は田、面積は4,173㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、高齢により作れなくなったとのことです。また農業委員会へあっせん希望が出ております。

続きまして、受付番号33番の説明を致します。

申請地は野市町東野字ソノ丸955番1外4筆。地目は田、面積は8,799㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、同じ賃借人と契約を結び直すとのことです。

続きまして、受付番号34番の説明を致します。

申請地は野市町東佐古字池ノ東8番。地目は田、面積は1,800㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は32番同様賃借人の都合による解約で高齢により作れなくなったとのことです。解約後は現在のところ未定とのことです。

続きまして、受付番号35番の説明を致します。

申請地は野市町東佐古字池関屋敷27番1外2筆。地目は田、面積は3,318㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は、これも先程と同じで賃借人の都合による解約で高齢により作れなくなったとのことです。解約後は現在のところ未定とのことです。

続きまして、受付番号 36 番の説明を致します。

申請地は野市町東佐古字中野 325 番イ外 4 筆。地目は田、面積は 3,436 m²。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は、これも先程と同じで賃借人の都合による解約で高齢により作れなくなったとのことです。解約後は現在のところ未定とのことです。

続きまして、受付番号 37 番の説明を致します。

申請地は野市町東佐古字池ノ東 2 番外 4 筆。地目は田、面積は 7,605 m²。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は、これも先程と同じで賃借人の都合による解約で高齢により作れなくなったとのことです。解約後は現在のところ未定とのことです。

続きまして、受付番号 38 番の説明を致します。

申請地は野市町深淵字本田 1121 番外 1 筆。地目は田、面積は 5,004 m²。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は、賃貸人の都合による解約で、農林課が実践型研修ハウス用地として賃借の予定となっております。

同じ賃借人の方の解約がたくさん出ておりまして、現在未定となっておりますが、今後農業委員会のあっせんで希望が出てくることも予想されますので、また情報収集の方、よろしくお願いします。以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが何か質問はございませんか。

15 番 今まで担ってきた人がやめた農地が、これからどんどん出てくると思います。そういった時に一農業委員だけでは中々あっせんが出てきても、どう対処してよいかという事もあるし、農業委員全体として、こういった問題を考えていかないと本当に担い手に頼っていた部分が、一気にこうなるという事は問題として意識して対処しないといけない問題であると思う。

16 番 38 番の賃借人の住所が違うのでは。
推進委員

事務局 下井の間違いです。番地は同じです。申し訳ございません。

議長 先程の件ですが、受付番号 38 番の賃借人のところですが、住所が野市町下井の間違いでございましたので報告いたします。

議長 他に質問はございませんか。

11 番 先程の担い手の解約について、面積も大きいので、一人の農業委員では対処できないので、農地委員で検討できないか。

17 番 所有者から相談があれば企業で大々的に作っておる方もいらっしゃるの、そういう方を紹介するような形は取れるが、相談がないうちに動くこともできない。相談があれば情報提供し対応していけばよいのではないかと。

議長 推進委員長、この件について何かあれば。

1 2 番 推進委員 これから大規模な担い手の方がやめていく傾向にもなると思います。それに対して推進委員だけでなく、部落等全体で話し合いをしていかないといけないと思います。推進委員だけでは中々できる状態ではないと思います。作っている人が高齢化してきているので後々問題点は残る、これを解決できるよう方法を考えていかないといけない。

議長 委員会終了後に推進委員会も開かれます。そういった事の意見も出してもらい検討していかないといけないと思います。農地委員長からも話がありました、農地委員会にも、またお願いをしていかないといけないと思います。
他に質問はございませんか。

5 番 推進委員 やめた理由というのは。

事務局 高齢で作れなくなったというのが理由です。

1 4 番 この方は佐古地区を一手にあたって米を作ってくれておりました。今年体調を崩されて、できなかった稲刈りも今年はＪＡのオペレータで刈りましたが来年についての田植えは、わからない状態である。体調が戻れば少しは作れるかもしれませんが、まだこれが全部でないのわかりませんが、これ程の面積はできないかもしれない。あっせんが出てきてますので３８番の賃借人の方にも相談してみます。

議長 全体で考えていかななくてはいけない事です。
他に質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第１８条の規定による合意解約について７件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしということで申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員確認していただいたでしょうか。
それでは、お諮りいたします。
議案第５号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について、利用権の設定９件、所有権の移転４件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め承認することとします。

議長 続きまして、議案第６号農地法第３条の３第１項の規定による届け出について

3 件ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地のあっせん申し出について売り渡しが 1 件、貸し付けが 1 件、貸し付け、売り渡し、どちらでもかまわないが 2 件出ております。また、あたっていただきまして情報があれば、よろしくお願いします。

議長 この件について発言のある方はお願いします。

議長 引き続き農業経営を行っている旨の証明書、相続税の納税猶予に係る証明この件について説明をお願いします。

事務局 相続税の納税猶予を行っている場合、3 年に 1 回現況、営農を行っているかを確認し引き続き農業経営を行っている旨の証明書を出さなければいけなくなっています。申請のあった農地につきまして、事務局で確認したところ問題なく耕作しておりましたので証明書を発行しております。以上です。

議長 この件について発言のある方はお願いします。

議長 質問もないようですので、ご異議ございませんか
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、決定いたします。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが、何か他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第 9 回香南市農業委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会につきましては 11 月 1 日(金) 午後 1 時 30 分から、この場所で行いますのでよろしくお願いします。

(閉会 15 時 4 分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長